

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	4 愛情豊かに子どもたちを育む	施策名	④ 子どもへの虐待防止対策の強化
------	-----------------------------	----------------	-----------------	-----	------------------

1 施策の取組状況

主要な取組内容	施策指標の実績とH24末の見通し	指標の達成率	施策指標等 (最上段が、総合計画に基づく指標)	単位	指標の数値(上段:目標値, 下段:実績値)						達成率
					H19	H20	H21	H22	H23	H24	H23
					基準年	実績	実績	実績	実績	見込み	H24見通し
◆子どもの人権を尊重するため、虐待防止事業により児童虐待防止についての普及・啓発を行うとともに、地域や学校等における未然防止、早期発見の充実強化に努めている。 ◆児童虐待に対する総合的な支援の充実のため、家庭児童相談室の相談体制の充実や、母子保健事業との連携による未然防止・早期発見を図っている。また、虐待が発見された場合には、関係機関と連携し、再発の防止や養育の改善のため、早期に個々の事例への適切な支援を図っている。	◆通告による児童虐待件数は、児童虐待問題への市民の関心の高まりから通告件数が増加しており、H19比で約6割増となっている。 ⇒ H24末の状況としては、今後も同様の傾向が続き、通告件数は高い水準で推移していくとの見通しである。 ◆児童虐待防止等に関する地域組織は、過半数の地域に設置されている。 ⇒ H24末に組織を全地区に設置することは難しい状況にあるが、主任児童委員等を活用し地域の活動を定着させることにより、地域組織の設置が促進されるとの見通しである。	46.3%	通告による児童虐待件数	件	/	77	69	62	56	50	46.3%
			児童虐待防止等に関する地域組織の設置		/	10	20	30	39	39	53.8%
課題 ◆虐待防止事業については、市民の児童虐待問題に対する関心の高まりなどから、虐待の通告件数は今後も高い水準で推移していくと思われるため、子どもが安心して生活できるよう、関係機関と連携を強化し、迅速かつ的確に対応することが必要である。 ◆児童虐待の未然防止については、経済的に不安定な家庭が増加していることなどを背景として、虐待のリスクの高い家庭が増加傾向にあるため、虐待を発生させない取組が必要である。					/						
					/						
				市民意識調査(重要度・満足度)			H20	H21	H22	H23	
						重要度	73.5	75.3	73.4	78.5	%
						満足度	10.8	14.5	16.3	18.2	%

2 重点事業の進捗状況

事業名	スケジュール		事業の進捗状況とH24末の見通し	課題
	前期	後期		
児童虐待防止体制の充実		→	<p>◆児童虐待防止等ネットワーク会議(総合対策調整会議、進行管理会議、個別ケース会議)の開催により関係機関と連携し、児童に対する適切な支援を図っている。 ⇒ 個別ケース会議を活用し、情報共有や意見交換することで、より連携した支援が図られる見通し。</p> <p>◆児童虐待防止の啓発の充実や連絡体制等の確立のため、地域組織の設置を促進しており、過半数の地区に設置されている。 ⇒ H24に向け、主任児童委員等との地域子育て支援策の再構築を行い、地域組織の設置が増加することにより、地域における見守りや支援体制の充実強化が図られる見通し。</p> <p>◆相談件数が急激に増加し、相談内容も複雑・困難化しているため、相談体制等の充実を図っている。 ⇒ 学校との連携体制の整備や教員に対する研修を行っており、就学児童や家庭への対応が強化される見通し。また、家庭児童相談室における家庭相談員を増員し、相談に対応していることから、子育ての不安解消、未然防止等の強化が図られる見通し。更に、「こんにちは赤ちゃん事業」や「すこやか訪問事業」等の母子保健事業において児童虐待のリスク要因を抱える家庭への早期対応により児童虐待の未然防止が図られる見通し。</p>	<p>◆市民の児童虐待問題に対する関心の高まりから、通告や相談件数が増加し、内容も複雑困難化していることから、相談に対する迅速かつ適切な支援を図るため、専門性の高い相談対応ができる体制の整備とともに、より一層地域や関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>

3 施策を構成する事務事業の活動指標

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	単位	指標の数値（上段：目標値，下段：実績値）					重点度 (A~C) ※施策目標に対する寄与度	事業の 方向性	施策目標を達成するための取組方針
						H20	H21	H22	H23	H24			
						実績	実績	実績	実績	実績			
1	虐待防止事業	児童（18歳未満）	H13	組織での対応により，健全育成が図られた児童数	人	77 115	69 98	62 140	56 108	50	A	継続	地域における見守り体制の整備促進や母子保健事業との連携による未然防止，早期発見，早期対応に努める。
2	家庭児童相談室	児童とその保護者等	S40	相談，助言等を受け，児童の健全育成が図られた件数	件	2,500 3,838	3,000 3,405	3,400 4,405	3,700 5,258	4,000	A	継続	多様化・複雑化する相談に対応し，児童や保護者に，適切な支援を行うため，臨床心理士の活用を図る。
3	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭及び児童が児童養護施設等を退所又は里親終了後の家庭復帰のための自立に向けた支援が必要な家庭	H22	適切な養育確保又は他のサービス導入	%	— —	— —	100 100	100 100	100	B	継続	支援員を派遣し，子育ての相談・指導又は育児家児援助を行い，適切な養育の実施を確保することは，児童虐待の未然防止に有効であるため，こにちは赤ちゃん事業や地域保健師拠点連携を強化し，積極的に事業利用の促進を図る。
4	児童自立生活援助事業補助金	義務教育終了後の児童（18歳未満）	H15	事業対象となった児童のうち社会的自立ができた人数	人	7 6	7 7	7 9	7 10	—	C	廃止	警察や児童相談所からの措置による入所とすることが出来るため平成24年度から廃止とする。
再掲	こにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児とその保護者	H19	訪問実施率	%	100 96.3	100 98.9	100 94.7	100 96.9	100	—	継続	出産後の育児支援や虐待の未然防止に有効な事業であることから，全戸訪問による面接率の向上と訪問指導員の確保や資質向上に取り組む。
				訪問面接率	%	85 81.0	100 86.5	100 87.1	100 90.4	100			
再掲	すこやか訪問事業	4ヶ月児健診，10ヶ月児健診，1歳6ヶ月児健診，3歳児健診の未受診児とその保護者	H23	未受診児の状況把握率	%	—	—	—	100 89.0	100	—	拡大	健診未受診児は，社会的孤立などから，虐待に陥るリスクが高いことから，保護者の育児の様子や児の発育状況などを把握するために，他事業と連携を図りながら実施する。